

第18回さいたま市自治基本条例検討委員会

次 第

平成23年4月12日（火）午後6時45分～
さいたま市役所第2別館第1会議室

- 1 開 会

- 2 議題
（1）今後の進め方について

- 3 その他

- 4 閉会

【配付資料】

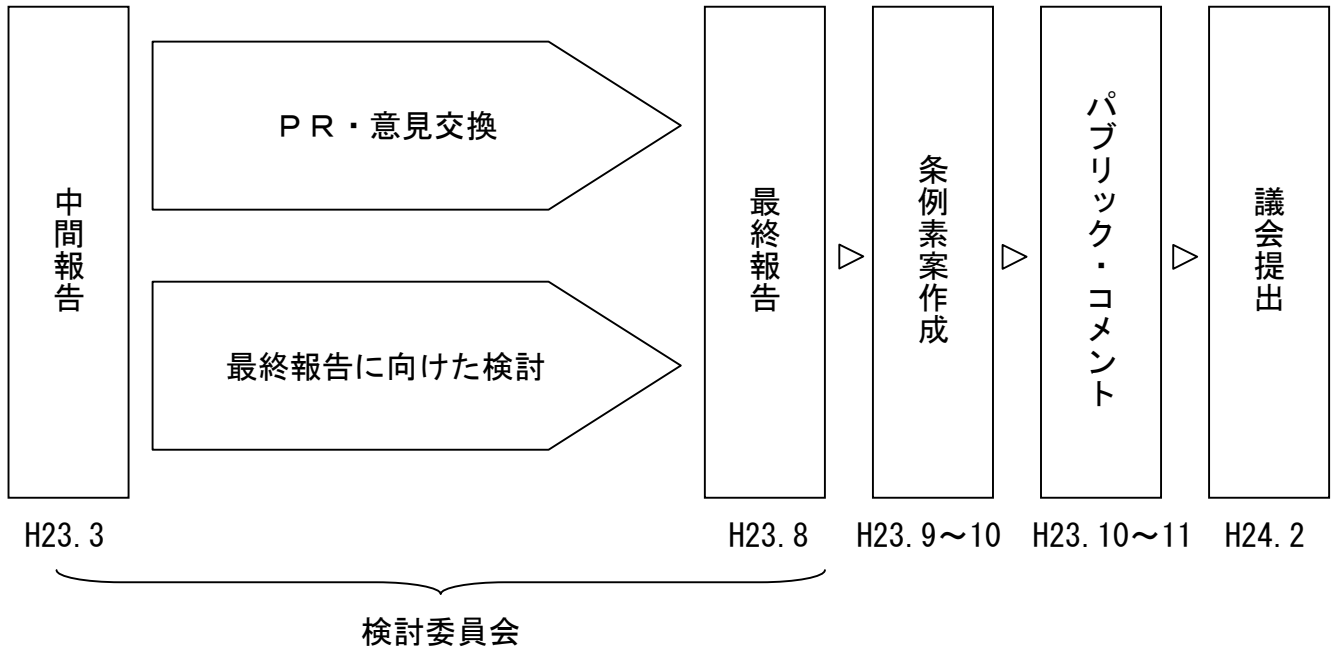
次第

資料1 さいたま市自治基本条例検討委員会 今後の進め方等（案）

参考資料1 市民から寄せられた意見

さいたま市自治基本条例検討委員会 今後の進め方等（案）

1 全体スケジュール



2 どのような最終報告を目指すのか

- (1) “条例の形を意識し、精度を高める” ↔ “条例の形にはこだわらず、内容優先”
- (2) “簡潔で読みやすいもの” ↔ “詳細で内容が充実したもの”
- (3) “である調” ↔ “です・ます調”

3 PR・意見収集

(1) 方法の一例（委員提案等を基に例示）

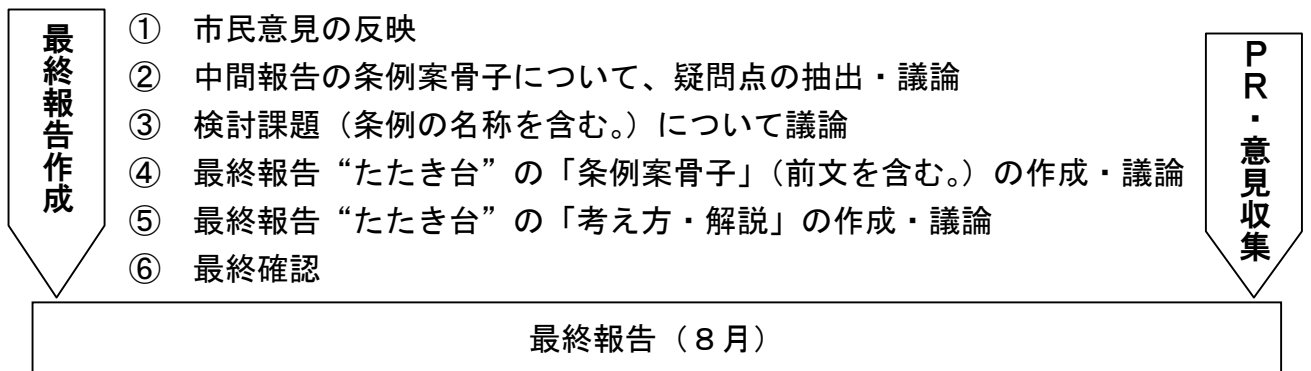
- ① 市民意見交換会
- ② 区別意見交換会
- ③ 出前意見交換
- ④ 職員や議員との意見交換
- ⑤ ニュースレター発行 ※5月（中間報告等）、9月（最終報告）の2回発行を予定

(2) 課題

- ① 意見交換の「実施方法」、「対象」、「時期」、「周知方法」
- ② 意見交換の「実施体制」（例えば、意見交換会の準備等の中心となるチームを設置）
- ③ 収集した意見の取扱い
- ④ ニュースレターの内容等

4 最終報告に向けた作業

(1) 最終報告作成までの作業項目



(2) 作業体制等

A案 「最終報告“たたき台”作成チーム」を中心に、議論のためのたたき台を作成

- チームが全体を通してたたき台を作成するため、全体のバランス、整合が図られる可能性が高い。
- △ 最終報告“たたき台”作成チームの負担が大きい

B案 委員数名のグループで分担して、議論のためのたたき台を作成

- 全員が作業に関わるため、負担の均一化が図られる。
- △ グループごとの作業のため全体を見られず、全体のバランス、整合が図られないおそれがある。

C案 全体会で作業を行う。（中間報告から最終報告への修正等を実際に行う人は要検討）

- 全員が議論を共有できる。
- △ 全体会で「具体的にどのように修正するのか」議論が明確にまとまらないおそれがある。

5 検討・作業の役割分担（体制）

（１）現在の体制と今後想定される体制

現在の体制	今後、想定される体制
①運営委員会 ②広報チーム ③市民部会、議会・行政部会	①意見交換会の準備等の中心となるチーム ②最終報告“たたき台”作成チーム

（２）課題

- ・ 現状に合わせた体制への再編について検討する必要がある。

<参考>さいたま市自治基本条例検討委員会委員名簿

（平成23年4月1日現在）

No.	区分	役職	氏名	運営委員会	広報チーム
1			内田 智	①	
2		○副委員長	遠藤佳菜恵	②	①
3			小野田晃夫		
4			栗原 保		②
5			高橋 直郁	③	
6			中田 了介		
7			古屋さおり	④	
8			細川 晴衣		③
9			湯浅 慶	⑤	
10			渡邊 初江		
11	関係団体の 代表者		伊藤 巖		
12		○議会・行政部会部会長	染谷 義一	⑥	
13		○副委員長 ○市民部会部会長	中津原 努	⑦	
14			堀越 栄子		
15	識見を有す る者		富沢 賢治		
16		○委員長	福島 康仁	⑧	
17			三宅 雄彦		
18			吉川はる奈		

市民から寄せられた意見

1 意見募集の方法について

地方自治改革が叫ばれているが、住民の関心が高くないのは何故か。

第一に、議論が抽象的で具体像が分かりやすく示されていないこと、第二に地方自治の制度改革の必要性についての説明が十分でないこと、にあると考える。

学者等が盛んに議論をしていますが、市民の関心が薄いようでは、改革は進まない。

自治基本条例案の作成に当たり、行政当局が案を示さずに、市民に意見を募集していることは、自治に対する意識の向上にも資するもので歓迎する。

ただし、条例案が示されていると比較的意見を出しやすく多数の意見が寄せられる長所があるが、条例案が示されないと意見を出す人が少ないという危惧がある。

いずれにしても条例案ができた段階で、市民に意見を求めれば問題ないと思う。

2 自治基本条例は、さいたま市という地方政府の自治の基本を定めるものであり、国の基本を定める憲法と性格は同じものであり、重要な条例である。

そこで、できるだけシンプルにして市民に分かりやすく、親しみやすいものとし、できるだけ条例特有の用語や文体を少なくして、市民に理解され親しまれる文章にすることである。

3 自治基本条例に規定する主な事項は以下のとおりである。

- (1) 前文（さいたま市の由来の概略と理念）
- (2) 目的
- (3) 市民の権利保障、権利の濫用禁止及び市民が主権者であること。
- (4) 市民、市、事業者団体の役割と責務及び市民相互の助け合いの関係
- (5) 行政の情報公開、市民が行政と議会の情報を知る（共有）権利の保障
- (6) 市政は公平、公正を旨とし市民の利益、幸福を基本とすること。
- (7) 市民の権利、利益に重大な影響がある施策について市民投票制度
- (8) 税金の使い方の適正と透明性の確保及び議会のチェック機能の不足を補うため市民のチェック制度の強化
- (9) パブリックコメントと行政当局の応答義務
- (10) 市民参加（画）を政策立案段階から積極的に進める。
- (11) 議会と市民参加との関係の推進
- (12) 行政と市民、議会と市民との協働の推進
- (13) 自然及び人為的災害発生の場合における危機管理体制
- (14) 環境（緑と低炭素社会）施策の推進
- (15) 健康まちづくりのためのスポーツの推進
- (16) 市長の多選の自粛（禁止すると憲法等法律上の問題があるので、自発的な意思に期待する。在職12年を超えないとする。）

- (17) 基本条例が最高規範であり、市政はこの条例の趣旨に沿って解釈し実行されるべきこと。
 - (18) 改正規定（条例が現実に生き活きとして動いているかどうか見直しを徹底し改めること。条例が実際に役立っていることに存在意義がある。）
- 4 既に自治基本条例をつくっている自治体があるので、それらの条例も参考にして本市の特色を発揮した条例とすることである。
- 5 条例素案ができた段階で市民の意見を聴く際には、意見提出期間をできるだけ長くしてもらいたい。また条例の骨子を広報紙に掲載して、広く市民に知らせ関心を持ってもらうようにすることである。

以上、1名の方からの意見（一部要約）